

# 靖国神社合祀取消を実現し 平和憲法を護る会

ニュース・レター

第5号 2010.6.16

発行：支える会事務局

代表：園田朋里

mail：ptnishiyama@yahoo.co.jp

## この靖国神社無断合祀取消訴訟が日本で最初であるとはホントでしょうか？

— 何故なぜ疑問、の一つに答えて —

西山俊彦神父

不思議なことは山ほどあっても、それらがどれほど深刻であって、大切だとしても、だからどうこうするというわけではありません。本当に重大な人権侵害であるのなら、どうして何時いつまでも放置され続けるのでしょうか？

身に危険が迫らなければ、人は動き出さないというものです。敗戦以降 65 年、旧植民地であった朝鮮半島と台湾出身者の無断合祀に憤りを覚え<sup>(1)</sup>、その都度、言及してこなかったわけではないとしても、だから、私自身が行動を起こすまでには至りませんでした。共感を、連帯を、と常々叫びながらのこのていたらくは、お恥ずかしい次第です。

私が、無断合祀取消しを求めて、大阪地裁へ提訴に踏み切ったのは、2006 年 8 月 11 日のことです。1943 年に死亡した軍属父西山忠一が無断合祀されていると、問い合わせによって、判ったのが、2005 年 1 月のこと、直ちに、事態の深刻さを覚え、平和的解決へと神社当局と交渉を重ねること 29 回、1 年半、見込みゼロとの確証をえて、司法による解決を求めた次第です。でも、何故、65 年間も、軍籍にあった殆どの戦没者にあたる 246 万人もの犠牲者が無断合祀されているのに、そして、その中には、諸他宗教者も、キリスト者も、平和主義者も多勢いるのに、何故、これが、日本最初の裁判なのか、不思議で不思議でなりません。

靖国神社は特定の教義目的を掲げたれっきとした宗教法人です。国と一体となって行ってきた靖国合祀は、(1)「戦争犠牲者を英霊として顕彰賛美」し、(2)「明治以降の帝国主義的侵略戦争を、一つ残らず、正しい戦争であったと正当化する」ことを使命と公言する人権無視の軍国主義的国家至上主義の思想的、精神的権化です。これが、第九条の「平和主義」、第二〇条の「信教の自由」を保障した日本国憲法下で 65 年近く公然と行われ、誰もそれに異を唱えることがなかったというのは、何故なのでしょう。不思議といえばこれ以上のものはないはずですが、その理由を問わなければなりません。答えは次の幾つか、あるいは、全部ではないかと思われます。

1. 靖国合祀は、政治的にも宗教的にも国民性の表現で大方の支持をえており、信条・信仰上の原理からも人権尊重の観点からも、修正も受容も可能なものである。

2. 靖国合祀の目的は、政治的にも宗教的にも国民性としても、正しいものではない。

しかし、長いものには巻かれろ、とあるように、異を唱えない方が賢明である。

そしてその理由は、

お上に楯付くことに確なことはない。

憲法保障は、所詮、お題目である。

司法に訴えても、所詮、お上で、勝ち目はない。

主張を貫く自信も備えもない。

等々ではないかと思われます。

もし、以上のような理由がすべてなら、本件無断合祀取消し訴訟のような行いはバカか徒勞の骨頂と一笑にふされ、私自身同意同感ともなりますが、これらすべての理由が本当であったとしても、いっそう大切なことは、その判断をする基準、対応をする主体であって、それは私自身であり、権利と義務の主体である一人ひとりの市民であり国民であることです。そして、その各人には、憲法第 11 条～14 条にある「基本的人権」「自由と権利の保障」「個人の尊重と法の下での平等」等の包括的基本権と、第 18 条以下にある「思想及び良心の自由」「信教の自由」等々の個別的自由権が保障され、いっそう積極的な社会権と「平和への権利」も基本的原理として確保されているはずで、す。ですから、「この憲法が国民に保障する自由と権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」（第 12 条、97 条、及び前文）とあるように、これら原理を私たち一人々々がどのように理解し行動するかが、究極、決定的に大切です。絵に画いた餅とするのか、行動原理とするのかは、基本姿勢にあることは、問うまでもないことですが、そこで決定基準とされているのは、私たち一人々々の政治的、思想的、社会的思想、信条、信仰等がどれほどしっかりしたものであり、それらが、靖国合祀の掲げる人権無視の軍国主義的国家至上主義の二つの使命実践と、どれほど明確に、あるいは同調し、あるいは背理しているかという自覚ではないかと思われます。端的に言って、もし、「信仰とは、神の教えを受け入れて、己を全くそれに委ねること」（『カトリック要理』冒頭）であるのなら、そして、これが靖国合祀の二つの使命と正反対の教えを意味するのなら<sup>(2)</sup>、本件無断合祀取消し訴訟が日本初の提訴であるとは、信仰者の実態を露わにする、まさに、ゾットする事態です。

各種人権侵害から免れている自由権は、これを増進する社会権の前提で、「国連人権規約 B」でも「即時」「絶対的」回復を迫るもの、なかでも精神的な自由はその核心で、この請求提訴が、権利主体である宗教者等からも起こされず、司法界からも 65 年にわたって無視され続けている内外ともなるこの事態は、まさに、ゾットする以上の摩訶不思議なことです。

(1) 在韓軍人軍属「ノー・ハブサ合祀絶止」訴訟は 2007 年 2 月 26 日に、沖縄戦争犠牲者「ガッティンナラン」訴訟は 2008 年 3 月 19 日に提訴。

(2) 拙稿「『殉教』と『殉国』とは、天地の差—ペトロ岐部他 187 殉教者の列福を前にして、心すべき一点—」『福音と社会』Vol.237, 2008.4, 12-39.

### <西山神父のこと>

宮井 正彌

日本基督教団大阪教区の集会での講師をお願いするために西山神父をカトリック三日市教会に伺ったのは2003年の初夏であった。駅まで迎えに来て下さった神父はステッキをつけておられ、自転車で転ばれたということだった。初めて神父室に招き入れられ、神父の半生をお聞きすると共に、カトリック教会に対して神父がなされていることを知ることとなった。

2004年2月11日の集会以後も神父とは大阪での市民集会でお会いすることがあったが、その後に「靖国神社合祀取り消し訴訟」を起こされ、神父の父上が合祀されているということを知った。

この国は新たに明治という国を構成するときに、宗教というものは心の中だけ（内想）のことに限定し、そこからはみ出ること（外顕）を禁じ、神社参拝、天皇崇拜は社会の儀礼・習慣・秩序だとして強制した。この呪縛は今なお国民にあり、司法においても解けていない。神社に参拝することは習慣であって神社は宗教施設ではないとして、公金による玉串料出金は政教分離には反しない、という判決はこの呪縛の例である。

暴力を行使する政治とこれを否定する宗教は相容れることはなく、信仰に生きるということは、この政治権力というもののあり方とぶつからざるを得ない。昔も今も信仰者が国家から自由に生きるには困難がつきまとう。

戦争遂行を円滑に進めるためのシカケとしての靖国神社に神父の父上が合祀されているとはなんということか。

キリスト者であるとは、神の支配に目開かれ、そこからこの世に生き（還相）、語りかけ、政治権力、宗教権力の暴力によって抹殺されたイエスを生きる根拠とすることであろう。とするなら、キリスト者のこの世での生き方も自ずと定まる。

記せば、神父はニヤリとされるだろうが、わたしは神父はこのイエスの還相の生涯そのままを生きておられていると思っている。

**【第5回口頭弁論】 2010年8月24日(火) 午後3時～**  
大阪高裁 202号法廷 傍聴抽選券配布 午後2時～

## ◇支える会有志集まり

ニュース・レターNo.4にてお知らせいたしましたとおり、5月30日（日）午後1時から、支える会有志の集まりを行いました。その中で、西山師から問題点と現状について説明がありましたので、紹介します。

4月27日（火）午後3時から第4回口頭弁論が開かれました。控訴審では書類の審査だけで終わってしまうこともあるそうですから、このように4回も口頭弁論が開かれるのはその事件が重大な事件であるということの一つの印だそうです。

しかし、次の第5回口頭弁論（8月24日3時～）が最終弁論になるかもしれないと裁判長が言われました。ですから、次が最終審とすればそれに我々がどう臨むか、押さえるべきところは押さえておかなければ、踏まえるべきところは踏まえておかなければ・・・これで終わってしまったということがあってはならないわけです。

ある意味でここは審議されていないと申し立てて、もつともつと何もしていない、審議不十分ということで徹底した審議を求める必要がある点が多くあります。

これまでの経過をみれば宗教法人靖国神社も国も、宗教的人格権は山口最大判で棄却されたもの、認められていないと繰り返すばかりで、高裁もその点について明確化させようとしなさい。このままでは危ない。

私は昨年2月26日の第一審全面敗訴を受けて、憲法20条に含まれる基本的人権、信教の自由に関する基本的人権を含め宗教的人格権を被侵害利益とした請求理由を立てて控訴しました。

控訴審での控訴の理由、宗教的人格権と原審での敬愛追慕の情とは全く違う。

前者について、山口最大判で棄却されていないと言っています。

最高裁であっても憲法20条を否定できるはずがない。人格権中的人格権、宗教的人格権を否定できるはずがありません。

だから、一審で適用された山口最大判は、私の控訴審には適用されるはずがないと8回の準備書面で言ってきたが、それに裁判指揮は触れてきません。被控訴人側はいつでも弁論期日ぎりぎりになって理由を言わずに認められないと言ってくる。

被控訴人の代理人に私の主張に対しての反論、証拠を提示させようとしても裁判長が認めない。それなら、靖国の代表ご自身の意見を聞きたい。代理人がとっているのは、単なる法廷戦術だけではないのかと糾そうとしたが認めない。被侵害利益は国内法的にも国際法的にも、これは枢要な権利であって、その侵害は回復されるべきものであると証明してもらうために去年の11月から7回の学者証言申請書面を出したが、まっ

たく返事がなかった。4月27日第4回口頭弁論中に3人の裁判官が別室に退いて審議され、結局この3点とも必要なしと言われた。即座に必要なしの理由はと尋ねたら、審議上必要なしという返答だったが、必要なしという理由は何も示されていない。AはAであると言っているだけ。必要なしというなら、その理由を言わなければならない。

第8準備書面に書いたとおり、7回も被侵害利益についての控訴人側立証を実施してほしいと頼んでいるのに、裁判官からこれに対する意思表示がないというのは不作為の行為であって、控訴人の訴権を侵害すること、当然これは憲法違反である。訴権は最優先されるべきものであり、立証させてそして反論させればよい。同時に靖国も国も証言をさせるなど2回ずつ言ってきた利害の対立する最重要課題の実施について何も言わない、必要ないということは訴権を侵害しているだけでなく、一方に加担していることになる。

これはあってはならないことと、許可抗告と、特別抗告をしました。5月27日に最高裁への特別抗告が認められ14日以内に必要書類を提出するようにとってきました。(6月8日に提出済み)

同時に無断合祀の現場検証を求める書面を5月6日に提出しました。靖国神社、霊璽簿、合祀祭、そして毎日どのような慰霊、追悼をしているかということ、あきらかに独特の宗教行為であり、わたしのキリスト教であり普遍的な信条とはまったく別のものである。そして、国がそれに協力したという厚生省の記録も、全部検証して事実を確認してほしい。私の履歴も見て父の亡くなる前後の状況も確認した上で靖国合祀とどれだけ隔たっているかを確認してほしい、と求めました。それをしないで何も知らないで判決を出すことなどできるはずがないと言いました。自由裁量といっても現実を何も知らずにできるはずがありません。これに対しての返答が来るとすれば、それへの反論、確認が必要になるので8月24日の第5回口頭弁論で終わるはずがないと思っています。

裁判所は国のやっていることを正当化するための機関であるとさえ思われる。

靖国問題は日本の近・現代史、侵略の事実を含めて全部を正当化し、そして、そのために犠牲になった人を軍神、英霊として祀り上げる超国家主義の最たるもの。

我々のやっていることは、そこに蟻の一穴として堤防に穴をあげようとしていること。これを破るのは難しいこと。精神的なものとか言ってごまかし、大法廷判決もそういうものだったとして判例として利用され、その中に踏み込んでいくのは容易ならざる大変なことです。

我々は協力して微力を尽くし、ささやかなことと見えるかもしれないが大切だということを忘れず捨石であってもそれでいいという覚悟で励んでいきたい。

## ◇第 8 準備書面

控訴審において 8 回の準備書面が提出され 4 回口頭弁論が開かれましたが、まともな返答は皆無に等しく、何も審議されないまま時間が過ぎていきます。

ここに第 8 準備書面の項目と抜粋を記し、多くの皆さまのご理解を願います。

I. 1988 年最大判に基づく却下、棄却請求の根拠確認の不可欠性
II. 合祀情報の無断授受の非違法性についての裏付け資料の提出による事実確認は本件控訴の根幹に関わるころからその実施は不可欠であり、これへの意思表示の不在と反対表明は訴権の侵害にもないかねないこと
(1) 「控訴人側学者証言の期日確定への申請（抗告）書」への意思表示（決定）の不在が、控訴人の訴権を損ない、被控訴人らの反対意見に与する結果を招き、公平な裁判の進行を危ぶませかねないこと
(i) 併行審査に伴う 2 控訴人グループ間の公正、公平基準への配慮
(ii) 控訴の趣旨の理由にあたる「被侵害利益」の立証という請求の根幹に関わる専門家証言は、訴訟の核心に位置するゆえに、全ての考察に優先して採用さるべきこと
(iii) 被控訴人国の反対意見書は、尋問内容（それが妥当であたとしても）についての見解であって、反対尋問でもって対応されるべきこと
(iv) 本控訴人が、2010 年 3 月 16 日、3 月 26 日、4 月 5 日付け控訴人側学者証言の期日確定への申請（抗告）書でもって請求しているのは、上記 1. ～3. に記した原理原則に鑑みて示される裁判所自体の決定であり、その連絡であること（全「申請書」再録のために）
III. 前記 II. (1) 以外の、その他 (2) (3) (4) による事実確認への申請と対応の実態
1. 控訴人からの申請
2. 被控訴人らからの対応
3. 司法当局の対応
(1) 控訴人の訴権の尊重との関係での意思表示の不在
(2) 当事者間での利害の対立との関係での意思表示の不在
おわりに
主な申立理由である法規条文の明示

繰り返すまでもないが、本件課題の事実確認は法（判）例と事例の両面にわたっており、前者 I. では 1988 年最大判に、本控訴人が被侵害利益とする「宗教的人格権」の権利利益性の否定が存在するとする、被控訴人らの主張が、本当に、存在するのか、という事実確認であり、後者 II. では、本控訴人が控訴の理由とする「宗教的人格権」がいかほど人格核心的であってその侵害はいかほど深刻なものであるかという、被侵害利益の最も枢要な人格権性、基本的人権性についての論証と、両被控訴人による侵害の実態解明である。前者 I. については、本控訴人は 2009 年 7 月 6 日付けの第 1 準備書面他でもって 1988 年最大判には「宗教的人格権」の概念も文言も存在しないことを提示して、被控訴人らの主張の根拠を明示するよう請求し、以来、この請求をし続けてきたが、何らの根拠を提示することなく、同一主張を繰り返している。後者 II. について、本控訴人西山俊彦は、7（8）通の準備書面と諸他書面でもって「請求の趣旨」を展開し、4 通りの証人尋問と証拠提示の請求を繰り返した。準備書面は本控訴人の権利利益回復のための論拠の提示展開に関する基本的主張であって、諸他書面とは、書証、証拠説明書、他どちらかといえば、そのために必要となる手続き上の書面であるが、後者は前者の裏付け及び手段の設定に関するものであって、どちらもその目的は事実確認にあり、密接不可分離の関係にあって、それを保障するものであるところから、等閑に臥せうるものではない。後者について本控訴人が提出したのは（1）無断合祀の違法・違憲性に関する控訴人側専門家証言の採用の請求、（2）両被控訴人代理人弁護士への確認と質疑、（3）両被控訴人代表者への尋問、（4）合祀に不可欠である西山忠一の個人情報と一般情報の両被控訴人間での授受について裏付け資料の提出を求める求釈明（順不同）であった。これら尋問と求釈明への請求申立については、司法当局から、何らの意思表示も示されなかったところから、これら請求が、本控訴人の訴訟の根幹に係るとともに両被控訴人の主張の成否を左右する最も重要な核心についてのものであるところから、決して二次的、付随的なものではなく、以下に、本件裁判の権利、訴権、の保障に関わるものであることを明記して、問題喚起と解決への即時的対応を願いたい。

（第 8 準備書面より）

信教の自由は、人権中の人権、人格権中的人格権、であり、自由と人権確立への一大原則、人間の尊厳確保の母胎であるとすれば、確かに本件控訴審は重要事件であることは間違いのない。本控訴人は、関係諸賢、諸兄の協力を得て、微力で余生短きことを承知の上で、先駆的使命感を誠実かつ自覚的に果たたく希うものである。

靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会収支報告

(2009年4月より 2010年6月10日現在)

収入の部	金額		支出の部	金額	
支援金	623,000	70件	消耗品費	17,166	
			印刷代	7,200	
			通信費	48,340	
			会議費	5,830	
			活動諸費	80,000	
(収入計)	623,000		(支出計)	158,536	

靖国合祀取消訴訟の一審敗訴を受け  
原告である西山俊彦神父による控訴審以降の  
活動支援強化の必要性を痛切に感じ  
私たちは“靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会”を結成いたしました。

(目 的)

靖国神社合祀取消しを実現して、信教の自由等の人権の確立に寄与し、  
日本国憲法を擁護して人格の尊厳に基づく（福音の約束に依って）  
世界平和の推進に貢献することを目的とする。

活動の一環としてニュース・レターを発行し、進行状況を発信するとともに  
この裁判の意義を学び、平和憲法の実現のために  
励んでいこうと思っています。

(ニュース・レターをコピー、印刷し、配布ご協力をお願いいたします。)

有志集会を下記のとおり予定しています。

<2010年6月20日(日) 午後1時から 箕面市小野原東3-5-19 西山師宅にて>  
興味と関心のある方、応援したい方 etc 参加をお待ちしています。

**靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会**

代表：園田朋里

562-0031 大阪府箕面市小野原東3-5-19 e-mail : ptnishiyama@yahoo.co.jp  
http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/ (判決要旨、判決骨子掲載)

**靖国神社合祀取消を実現し平和憲法を護る会 (郵便振替) 00900-7-272008**

※ 領収書は、ご請求のない場合、振替受領証をもって代えさせていただきますのでご了承ください。  
これまでにお書き添え下さいましたメッセージは次号にて紹介させていただきますのでご了承ください。



